

議案第31号

読谷村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

読谷村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年読谷村条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

第4条第2項第2号中「子及び孫」を「孫」に改める。

第5条の2を次のように改める。

（住居手当）

第5条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給する。

第9条の2第2項中「勤務する」を「勤務をした」に、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の読谷村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

令和7年3月3日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實